



2026年3月9日

各 位

会 社 名 朝日放送グループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西出 将之  
(コード番号 9405 東証プライム)  
問合せ先 総務局長 後藤 利一  
TEL 06-6458-5321

「コーポレートガバナンス方針」改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス方針」の改定を決議しましたので、お知らせいたします。

改定後の「コーポレートガバナンス方針」は別紙のとおりとなります。

(別紙)

## コーポレートガバナンス方針

朝日放送グループホールディングス株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 経営理念等

当社は、「グループ経営理念」および「朝日放送信条」に基づき、全てのステークホルダーとの対話を通じて企業価値の持続的な成長に取り組む。

#### (1) グループ経営理念

朝日放送グループは、変化に対応しながら進化を続け、強力な創造集団として、社会の発展に寄与する。

#### (2) 朝日放送信条

- ・ 平和と自由の精神を貫き、地域社会と文化の向上につくす。
- ・ 進歩と寛容の理念により、品位と責任を重んじ、社会の信頼にこたえる。
- ・ 番組と評論は常に中正な立場に立って、真実を正しく敏速に伝える。
- ・ 番組は良識と知性を高めつつ、楽しさとやすらぎを与える。
- ・ 広告は誇張を排し、清新な創意によって産業の発展を期する。

### 第2条 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

1. 当社グループは、放送事業を中核とした企業グループとして、高い公共性と社会的責任を強く自覚し、放送法をはじめとする各関係法令を遵守し、グループ経営理念に基づき、社会と文化の発展に寄与する。
2. 当社グループは、国民の財産である電波の有効利用を負託された報道機関として、いかなる場合においても放送等を通じて市民生活の保全と発展に寄与する情報発信を継続できる経営基盤を維持することを前提に、株主、視聴者、聴取者、読者、広告主、取引先、従業員、地域社会など、多様なステークホルダーと良好な関係を築き、その期待にこたえるべく、会社の持続的成長と企業価値の向上に努める。
3. 当社は、当社グループ役員・従業員が法令を遵守し、社会的倫理に則って行動するために、「朝日放送グループコンプライアンス憲章」に基づき必要な行動規範、規定を定め、適切な管理体制、研修制度、内部通報制度等を構築し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 当社は、本方針の各事項の実行および内部統制システムの整備、運用を通じて、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの充実に努める。

### 第3条 人権の尊重

1. 当社グループは、人権尊重の取り組みを通じて、役員・従業員のワーク・エンゲージメントを向上させるとともに、すべてのステークホルダーの「幸福」を目指し、「朝日放送グループ人権方針」を制定する。
2. 当社グループは、「朝日放送グループ人権方針」に基づき、国際規範や法令を遵守

し、差別の禁止、多様性および労働者の権利を尊重する。また、人権デュー・ディ  
リジェンスの実施や相談窓口の整備を通じ、人権尊重の責任を果たす。

## 第2章 ステークホルダーとの関係

### 第1節 株主等との関係

#### 第4条 株主総会

当社は、株主総会を最高意思決定機関であることに加え、株主との建設的な対話が行われる場として位置づける。また、より多くの株主が出席できるよう、株主構成やその属性を考慮しながら、開催場所や開催日時、運営を決定する。

総会に出席しない株主を含め、全ての株主の円滑な議決権行使のため、電磁的な方法による議決権行使プラットフォームの導入や、英文を含めた情報開示の充実、早期提供に努める。

#### 第5条 株主の権利・平等性の確保

1. 当社は、株主名簿に記載されている株主について、その平等性が実質的に確保され、その権利行使が適切に行われるとともに、株主共同の利益が害されることのないように配慮する。
2. 当社は、少数株主権の権利行使等が適切に行われるよう、株式に関する事務手続きを整える。

#### 第6条 株主・投資家との建設的な対話

当社は、株主・投資家との対話を通じ、持続的な企業価値の向上に努める。また、建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針として、「朝日放送グループ IR・情報開示方針」を定める。

#### 第7条 資本政策

1. 当社の株主資本をもとに得られた利益等については、株主への配当を実施するとともに、当社グループが担う報道機関としての責務を果たすための適正な内部留保を備えた上で、必要な設備投資と成長投資に活用する。投資および事業遂行にあたっては、当社の資本コストを意識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、資本効率を高めることとする。
2. 当社は、資本構成の大規模な変更を生じさせる増資や MBO などを実施する場合には、資本コストを意識し、既存株主を不当に害することなく、企業価値の向上に利するよう、取締役会でその必要性、合理性を十分に検討し、適正な手続きを経て決定するとともに、株主に対して十分な説明を行う。

## 第8条 政策保有株式

1. 当社は、事業における取引関係や、地域および放送事業等の発展のための協力関係の構築、維持、強化に利すると判断した場合は、純投資目的以外の目的で、当該会社の株式（以下、政策保有株式という）を取得し、保有を継続することを否定しない。政策保有株式を新たに取得する場合は、執行役員会の諮問機関である政策保有株式検討会議において、その目的、意義、リスクに加え、得られる便益や効果が資本コストに見合っているかについて十分に検討した上で、執行役員会で承認する。既に保有している政策保有株式については、毎年、政策保有株式検討会議で、当該会社の経営状況や当社との関係性、便益や効果が資本コストに見合っているか等、保有の妥当性を検討し、取締役会に報告する。見直しの結果、保有の妥当性が認められない政策保有株式については、相手先企業との対話を経たうえで、執行役員会の承認を得て売却する。
2. 政策保有株式を含め、当社が株式を保有する他社の株主総会における議決権行使については、原則として、取得の経緯等を踏まえたうえで、所管部署の担当役員が決裁し、必要に応じて執行役員会に報告する。但し、議案の重要性に鑑み、執行役員会の承認が必要と担当役員が判断した場合は、執行役員会で決議する。
3. 当社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、それを妨げることなく、売却の時期や方策について協議するものとする。

## 第9条 買収防衛策

当社はいわゆる買収防衛策は導入しない。また、当社の株式が公開買付けに付された場合には、その是非を株主が適切に判断できるよう、公開買付者等に対してその意図と理由についての説明を求めるとともに、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げることのないよう、適切に対応する。

## 第10条 関連当事者間取引等に関する方針

1. 当社は、取締役による利益相反取引について、会社法に則り、取締役会の承認を受けて実施し、結果を取締役に報告する。また、取締役自身に係る取引情報の調査を定期的に行うものとする。
2. 当社は、関連当事者間取引および政策保有株主との取引について、社内規定に従い、取引の規模および重要性に応じて、必要な調査、決裁を経て実施し、その内容については、内部監査部門が定期的に監査する。

## 第2節 その他のステークホルダーとの関係

### 第11条 当社のステークホルダーに対する考え方

当社は、当社グループの視聴者、聴取者、読者、広告主、取引先、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーは、当社グループのサポーターであり、「ABCファン」であると認識し、多様なステークホルダーとのコミュニケーションを充実させる。

### 第12条 社会との関係

当社は、社会のサステナビリティ（持続可能性）および中長期的な企業価値向上に向けて、「朝日放送グループサステナビリティ方針」を定め、重要課題（マテリアリティ）を特定し、公表する。これらの課題への取り組みを戦略的に推進するため、サステナビリティ推進委員会を設置し、活動の進捗・成果を定期的に経営に報告・提案し、その内容を当社ウェブサイトにて公表する。多様なステークホルダーとの対話を通じ、取り組みを推進する。

### 第13条 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の事業子会社である朝日放送テレビ株式会社は、確定給付企業年金制度を実施しており、企業年金のアセットオーナーとして機能を発揮できるよう、以下の対応を行う。

- (1) 人事局、経理局が所管する資産運用委員会を設置し、運用委託先に対する運用状況のモニタリングを強化するとともに、運用の専門性を高めるための施策の検討も行う。
- (2) 専門家である運用コンサルタントと契約し、年金資産運用が適切に運用できるよう助言を得る。
- (3) 資産運用委員会の審議内容については、社内イントラネットにおいて従業員に開示し、管理の適正化を図る。

## 第3章 情報開示の充実

### 第14条 情報開示に対する考え方

当社は、ステークホルダーからの情報開示のニーズに応えるため、経営理念、中期経営計画の他、業績および業務に関する情報を、当社ウェブサイトにて公表する「朝日放送グループ IR・情報開示方針」に基づき、適時適切に開示する。

## 第4章 コーポレートガバナンス体制

### 第1節 機関設計

#### 第15条 機関設計の考え方

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を選択し、取締役会が会社の持続的成長と企業価値の向上を推進する役割を担うとともに、独立性のある社外取締役と監査等委員会が経営に対する実効性の高い監督・監査を実行できる体制を構築する。

### 第2節 取締役会

#### 第16条 取締役会の役割と権限

1. 取締役会は法令・定款に基づき、内部統制システムの整備、運用状況を監督するとともに、重要な業務執行にかかる意思決定と監督を行う。また、重要な財産の処分や多額の借財等の重要な業務執行について、業務執行取締役および執行役員で構成される執行役員会に委任する。
2. 取締役会から委任を受けた執行役員会を構成する、業務執行取締役および執行役員は、「グループ経営理念」に基づき、中期経営計画を含む経営戦略、事業計画の原案を策定し、取締役会においてその内容を審議し、決定する。
3. 取締役会は、その進捗について定期的に業務執行取締役および執行役員から報告を受け、その進捗をモニタリングするとともに、未達となった場合には、原因分析と対策を行い、次の経営戦略に反映する。

#### 第17条 取締役会の構成

公共性が高く社会的責任を伴う放送事業を主たる事業とするため、多様性が確保された適切な規模および構成とし、3分の1以上を独立社外取締役とする。

### 第3節 取締役・執行役員

#### 第18条 取締役・執行役員の責務

1. 取締役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、各種法令、定款、社内規則等を遵守し、内部統制システムの整備、運用を図るとともに、ステークホルダーと適切に協働しながら企業価値向上のために誠実にその職務を遂行する。
2. 取締役は、取締役会の構成員として、取締役会での審議等を通じて、代表取締役を含めた他の取締役の業務遂行について監視・監督の責務を負うことを自覚する。
3. 社外取締役は、自らの経験と知見に基づき、当グループの中長期的な企業価値向上のために適切な助言を行うものとする。中でも独立社外取締役は、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させるものとする。

4. 執行役員は、経営幹部として取締役会において選任され、各種法令、定款、社内規則等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって当会社の業務執行を担う。

#### 第19条 取締役・執行役員の選解任

##### 【取締役】

1. (選任基準) 会社法上の欠格要件に該当しないことに加えて、当社が定める「取締役基本規則」に基づき、経営管理・監督能力、高い倫理観、実践的見識、成熟した判断力、建設的議論に貢献できる能力を備えること。
2. (選定手続き) 代表取締役が候補者を提案し、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会がその候補者を決定し、株主総会で選任する。
3. (解任方針・手続き) 取締役が法令違反・任務懈怠等により選任基準を逸脱したときは、利害関係のない取締役の発議で担当業務の解職・辞任勧告をする。
4. (開示) 当社は、取締役候補者の個別選定理由および取締役の解任理由を株主総会参考書類等で開示する。

##### 【執行役員】

5. (選任基準) 当社が定める「執行役員規則」に基づき、業務執行能力、高い倫理観、実践的見識、成熟した判断力、建設的議論に貢献できる能力を備えること。
6. (選定手続き) 代表取締役が候補者を提案し、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会で選任する。
7. (解任方針・手続き) 執行役員が法令違反・任務懈怠等により選任基準を逸脱したときは、取締役会の決議によって、解任することができる。

#### 第20条 独立性基準

当社は、会社法の要件に加え、独自の社外取締役の独立性に関する基準を定め、コーポレートガバナンス報告書等で開示する。

#### 第21条 兼任方針

取締役が他の上場会社役員を兼任する場合は、取締役会出席や職務遂行に支障のない範囲とする。兼任状況は株主総会事業報告等で開示する。

#### 第22条 最高経営責任者の選解任と後継者育成

当社の最高経営責任者である代表取締役社長は、業務執行経験のある取締役から選定する。選定にあたっては、指名・報酬委員会が選任理由を検討の上、答申し、取締役会で決議する。業績評価は毎年同委員会が実施する。不適格と同委員会が判断した場合は解任を取締役に答申する。後継者は要件・育成計画に基づき十分な時間と資源をかけて育成する。

#### 第 23 条 業務執行取締役・執行役員の業績評価

取締役会は業務執行取締役および執行役員の業績評価を代表取締役に委任する。代表取締役は中期経営計画等の経営戦略に照らした実績で業務執行取締役および執行役員を評価し、再任を含めた次年度の候補者選定に反映する。

#### 第 24 条 報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、株主からの負託に応えられる優秀な人材の確保・維持、業績向上のためのインセンティブが必要であることを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系・水準を定めるものとする。

業務執行取締役・執行役員の報酬は、固定報酬、短期・中長期の業績連動報酬、株式報酬等の適切なバランスを考慮する。

監査等委員である取締役、社外取締役については、業務執行から独立した立場にあることに鑑み、業績により変動する要素を排除した報酬を定めるものとする。

#### 第 25 条 取締役会の実効性評価

取締役会の実効性については、毎年アンケートとヒアリングで自己評価を行い、改善策について取締役会で決議し、コーポレートガバナンス報告書等で開示する。

#### 第 26 条 取締役・執行役員に対するトレーニング

既存の業務執行取締役および執行役員に対する外部有識者研修に加えて、新任の業務執行取締役には引継ぎと基礎研修、新任社外取締役には事業・経営戦略説明と現場視察等、事業の理解を促進する機会を設ける。

### 第 4 節 監査等委員会

#### 第 27 条 監査等委員会の役割

監査等委員会は、独立社外取締役、内部監査部門、会計監査人と連携しながら、内部統制システムの整備、運用状況を監査するとともに、以下の職務を通じて、企業価値の向上に貢献する。

- (1) 取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成
- (2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定
- (3) 取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ）の選任若しくは解任または辞任についての監査等委員会の意見の決定
- (4) 取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。）についての監査等委員会の意見の決定
- (5) その他法令および定款に定められた職務

## 第 28 条 監査等委員会の構成

監査等委員会は 5 名以内、うち 1 名以上の常勤監査等委員と過半数の社外監査等委員で構成され、1 名以上は財務・会計に関する相当の知見を有する者とする。

## 第 29 条 監査等委員の選任基準と手続き

1. (選任基準) 会社法上の欠格要件に該当しないことに加えて、当社が定める「取締役基本規則」に基づき、監査能力・経験、高い倫理観、財務・会計・法務知識、成熟した判断力、建設的議論に貢献できる能力を備えること。
2. (選定手続き) 代表取締役が候補者を提案し、監査等委員会の同意を得たのち、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会がその候補者を決定し、株主総会で選任する。

## 第 30 条 監査等委員会の実効性確保

1. 監査等委員会の実効性を確保するため、常勤監査等委員は必要に応じて社内の重要な会議への出席や、重要な書類の閲覧をすることができる。また当社は、その職務に必要な費用を負担する。
2. 当社は、監査等委員の職務をサポートさせるため、経験、知見、能力を考慮し、業務執行から独立した監査等委員会事務局を設置する。また、事務局の人事異動や人事考課等は監査等委員会の同意を要するものとし、業務に関して他の取締役や執行役員および使用人からの不当な制約を受けることが無いよう配慮する。

## 第 5 節 指名・報酬委員会

### 第 31 条 指名・報酬委員会の役割

1. 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を置く。指名・報酬委員会は取締役・執行役員の指名・報酬に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能を強化することをその役割とする。
2. 取締役会は、当社が定める「指名・報酬委員会規則」に基づき、代表取締役社長の選解任、後継者育成計画や育成状況、取締役候補者案、取締役報酬の基本設計等について指名・報酬委員会に諮問を行う。
3. 指名・報酬委員会は前項の諮問に関し、本方針の趣旨も踏まえ協議を行い、その結果について取締役会に答申する。

### 第 32 条 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は独立社外取締役を過半数とする。

附則 本方針の改定は、取締役会の決議を以て行う。

以上

平成 27 年 11 月 27 日 取締役会決議 (制定)  
平成 28 年 6 月 23 日 取締役会決議 (改定)  
平成 30 年 3 月 30 日 取締役会決議 (改定)  
平成 30 年 6 月 21 日 取締役会決議 (改定)  
平成 30 年 12 月 5 日 取締役会決議 (改定)  
2019 年 6 月 20 日 取締役会決議 (改定)  
2020 年 6 月 23 日 取締役会決議 (改定)  
2021 年 6 月 23 日 取締役会決議 (改定)  
2021 年 12 月 6 日 取締役会決議 (改定)  
2022 年 6 月 23 日 取締役会決議 (改定)  
2023 年 6 月 28 日 取締役会決議 (改定)  
2023 年 8 月 7 日 取締役会決議 (改定)  
2024 年 3 月 11 日 取締役会決議 (改定)  
2024 年 9 月 24 日 取締役会決議 (改定) 2024 年 10 月 1 日 (実施)  
2024 年 12 月 9 日 取締役会決議 (改定)  
2025 年 6 月 25 日 取締役会決議 (改定)  
2026 年 3 月 9 日 取締役会決議 (改定)